

これまでの経緯と今後のスケジュール

スーパーシティの動き	検討会
2019年	
	スーパーシティ/スマートシティの相互運用性の確保等に関する検討会 9月17日 第1回 ※以降、第2回（10/18）、第3回（12/4）、 第4回（2/20）会議を開催。
2020年	
5月27日 改正法案可決・成立 9月1日 改正国家戦略特区法 施行	9月23日 検討会報告書 公表
秋頃 国家戦略特区諮問会議 開催 国家戦略特区基本方針 改正（閣議決定） 12月頃 スーパーシティ公募	スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 10月12日 第1回 （本検討会における今後の検討課題について討議） 11月以降 第2回 （標準化すべきデータモデルの範囲について討議等） 第3回
2021年	
2・3月 公募締め切り、各応募自治体の評価 春頃 スーパーシティの区域指定（政令閣議決定）	第4回 第5回 …… 春頃 スーパーシティ/スマートシティにおけるデータ 連携等に関する検討会 報告書 とりまとめ

住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指す。

【ポイント】

① **生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供**

AIやビッグデータなど先端技術を活用し、行政手続、移動、医療、教育など幅広い分野で利便性を向上。

② **複数分野間でのデータ連携**

複数分野の先端的サービス実現のため、「データ連携基盤」を通じて、様々なデータを連携・共有。

③ **大胆な規制改革**

先端的サービスを実現するための規制改革を同時・一体的・包括的に推進。



※指定基準を定めた国家戦略特区基本方針（変更）については、今後国家戦略特区諮問会議の審議を経て、閣議決定を予定。

スーパーシティ区域の指定基準（案）

- (i) 複数分野の先端的サービスの提供（概ね5分野以上を目安）
- (ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント
- (iii) 構想全体を企画する者である「アーキテクト」の存在
- (iv) 地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定
- (v) 地方公共団体による区域指定応募前の住民等の意向の把握
- (vi) データ連携基盤の互換性確保及び安全基準適合性等
- (vii) 住民等の個人情報情報の適切な取扱い

今後のスケジュール（案）

※各自治体の検討状況を踏まえつつ、スケジュールを適宜見直す。

9月1日	改正国家戦略特区法 施行
10月中	国家戦略特区諮問会議
//	国家戦略特区基本方針 改正（閣議決定）
12月日途	スーパーシティ公募
令和3年 2・3月頃	公募締め切り 各応募自治体の評価
春頃	スーパーシティの区域指定（政令閣議決定）

改正国家戦略特区法の成立を受け、スーパーシティに区域指定された地域における課題解決・データ連携基盤の構築を梃に、全国のスマートシティへの横展開

● 1. スーパーシティを起点としたスマートシティ形成

- 各府省の事業予算を一括的に運用するため、府省合同で公募・審査を実施。（合同審査会）
- スマートシティ・スーパーシティと最大限の相互データ連携・支援策を検討 （政策体系図）
- スーパーシティへの集中投資により、全国に横展開すべき実装・連携事例を創出

本検討会関係

● 2. 都市OS実装・データ連携を実現する共通方針の具体化

- スマートシティ・スーパーシティにおけるデータ連携のための要件の明確化（データ連携検討会）
- アーキテクチャおよびガイドライン（SIP/スーパーシティ/MaaS）への準拠の促進
- 各事業でAPI公開を促し、共通ウェブサイト（官民連携PF等）上へのAPI公開を推進

● 3. スマートシティの各地域への展開

- 全国のスマートシティに対する都市OSの実装加速化
- スマートシティの標準的な構築手法（ガイドブック 2019、2020版）の展開
- 各地でスマートシティの実装・持続的活動を担う次世代人材の育成

● 4. スマートシティの国際標準化・国際展開

- 国内外へ日本のスマートシティの考え方を戦略的に発信し、信頼できるスマートシティの確立

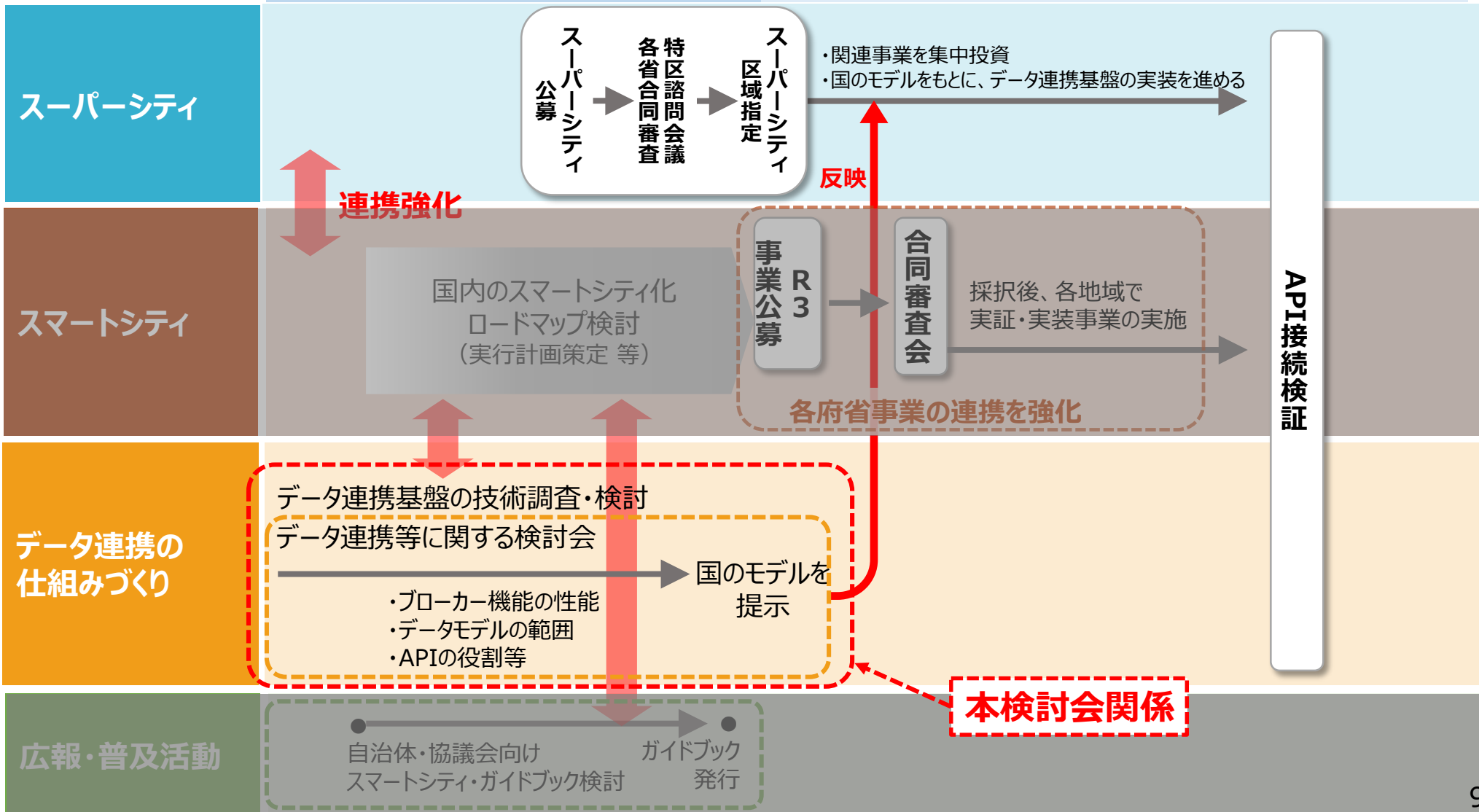
スマートシティ／スーパーシティに関する全体スケジュール

令和2年10月9日開催「第32回
経済・財政一体改革推進委員会」
内閣府提出資料をもとに作成



資料2

2020年度							2021年度					2022年度			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10-12月	1-3月	4-6月



スマートシティ/スーパーシティ推進のための政策体系図（案）

令和2年10月9日開催「第32回
経済・財政一体改革推進委員会」
内閣府提出資料をもとに作成



- IT新戦略等に基づくデジタル・ガバメント実現や、データ連携基盤整備の取組と連携

<A> 分野ごとのデータ連携基盤

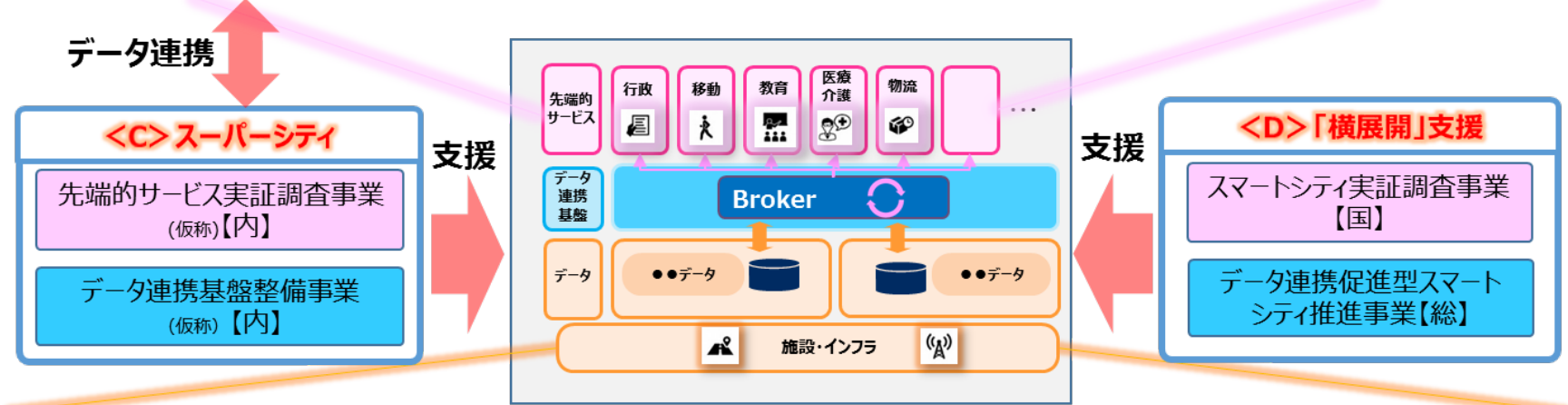
(例)

- ・自治体保有のデータベース
- ・国土交通データプラットフォーム
- ・農業データ連携基盤（WAGRI）
- ・防災関連データ連携基盤
- ・地球環境情報プラットフォーム(DIAS)
- ・G空間情報センター
- ・V-RESAS 等
- ⋮

 「分野ごとの先端的サービス」に係る支援

(例)

- 分野総合 地方創生推進交付金（Society5.0タイプ）【内】、
地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証【総】
- 移 動 高度な自動走行・MaaS等の社会実装に向けた研究開発・実証事業【経】、
日本版MaaS推進・支援事業【国】
- 教 育 GIGAスクール構想【文】
- 医療・介護 地域医療介護総合確保基金【厚】、ヘルスケアサービス社会実装事業【経】
- 観光 観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業【国】
- エネルギー エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業【経】、
地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業費補助金【経】、
自立分散型エネルギー導入推進事業【環】
- 暮らし 生活空間におけるサイバー／フィジカル融合促進事業【経】、
サステナブル建築物等先導事業【国】
- ⋮



<E> 「施設・インフラ整備（都市インフラ・通信ネットワーク等）」に係る支援

都市インフラ

(例) 社会資本整備総合交付金【国】 等

通信ネットワーク

(例) 高度無線環境整備推進事業【総】 等

要旨

発行：令和2年9月
座長：東京大学大学院 情報学環長・教授 越塚 登

はじめに

このガイドラインは、データ連携基盤を通じたサービスの相互運用性の確保に当たり、必要な技術的事項を検討しています。

＜相互運用性に関する基本方針（プリンシパル）＞

1. 住民が抱える課題を解決し、便益がもたらされているかどうかを重視する
2. データ連携では、相乗効果の追求を徹底する
3. データの管理に透明性を持つ

スマートシティにおける連携レイヤー

スマートシティにおけるデータの相互運用のためには、データの生成と流通に対し、レイヤー（層）構造を想定し、レイヤー内での適切な連携活動やデータ流通が行われるようにします。

このうちデータ連携層は、APIを通じたデータの送受信に関する規定を定めます。スーパーシティにおいては、データ連携基盤が、まさにこの役割を担うこととなります。

＜データ連携基盤について＞

スーパーシティでは、ビルディングブロック方式を用いて構成され、公開されたAPIを通じてデータの集積や配信を行う機能を**データ連携基盤**と呼称します。データ連携基盤は、様々な主体から提供されるデータを集約し、適切な形式に変換し、APIを通じて配信します。

＜データ分散方式について＞

ブローカー機能あるいはそれと同等のデータ集積機能を利用する場合、データの仲介には大きく分類して2つの方式があります。

- データ蓄積方式：ブローカー内にデータを蓄積し、一元的に管理
- データ分散方式：ブローカー内にデータを蓄積せず、データが必要となる際に都度データ提供者へのアクセスを行う

スーパーシティにおいてはリアルタイム性を重視し、かつプライバシーインパクトが懸念されるデータや個人情報等をブローカー機能において集積してしまう可能性を加味し、ブローカー機能あるいはそれと同等の機能においては、原則として、**データ分散方式**を利用します。

APIについて

＜APIの定義と意義＞

APIとはあるサービスの機能や管理するデータ等を他のサービスやアプリケーションから呼び出して利用するための**接続仕様等**を指し、その中でも、厳格な要件や契約などを必要とせず、外部から誰でもアクセス可能なAPIのことを**オープンAPI**と呼称します。

データ連携基盤で活用するAPIは、そのAPIの接続先によって異なる接続ポリシーを求めることを許容しますが、**可能な限り狭義のオープンAPIとして設置してください**。

Public	誰でもアクセス可能なAPI	狭義のオープンAPI
Acquaintance	一定の規約や契約が必要なものの、誰でもアクセス可能なAPI	
Member	参加資格要件などが定められたコンソーシアム等のメンバーのみがアクセス可能なAPI	広義のオープンAPI
Partner	相手方との相互契約や合意に基づいてアクセス可能となるAPI	
Private	サービス主体の内部のみがアクセス可能なAPI	クローズドAPI

＜APIカタログの実装について＞

スーパーシティでは各取組で実装されるAPIに関して、情報の見つけやすさを向上させ、公開されている様々なAPIへの接続をより容易とするために、APIに関するメタデータやデベロッパーサイトの情報をまとめたカタログサイトの実装を行います。

＜公開する最低限のメタデータ＞

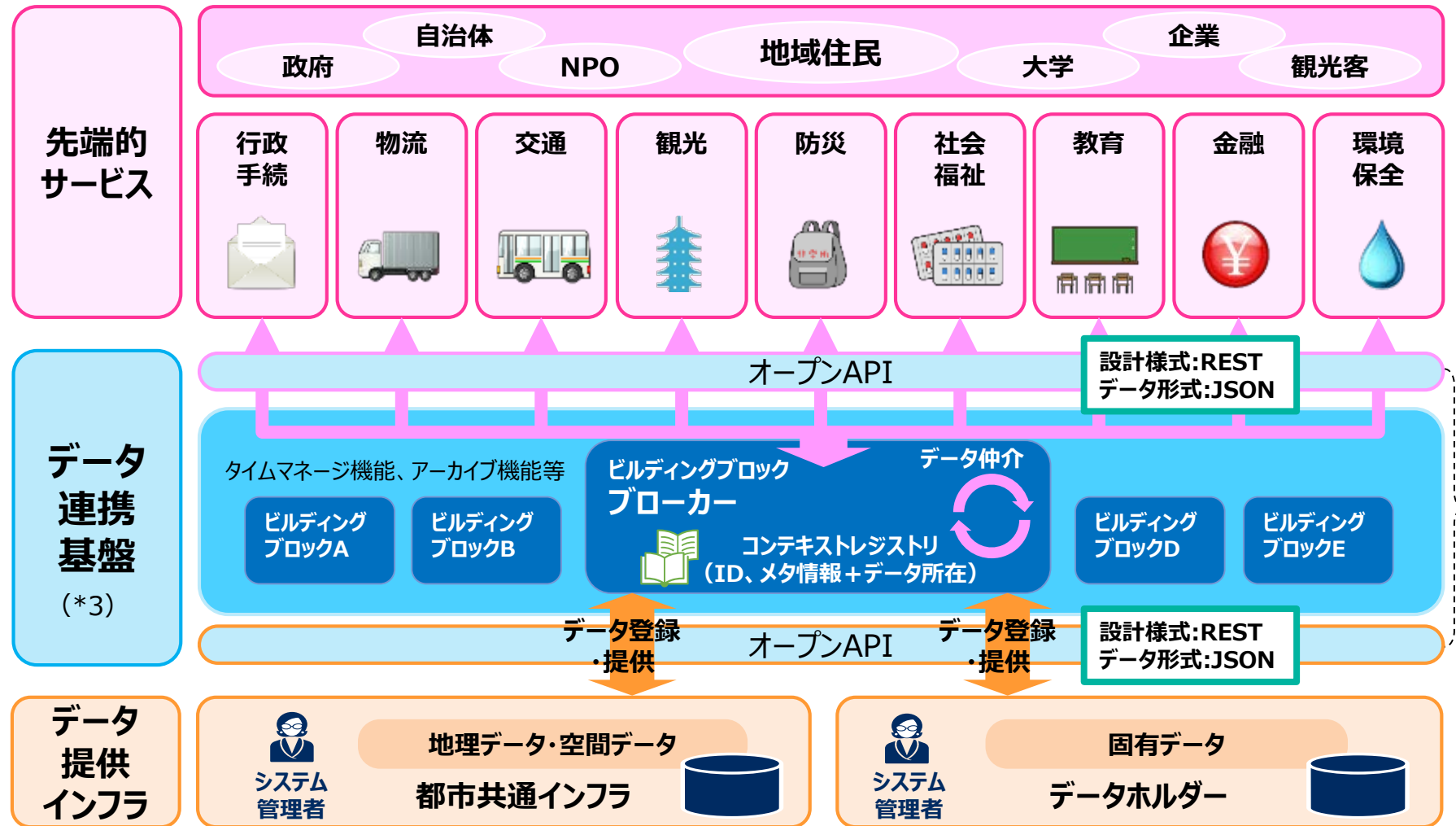
- APIエンドポイント、あるいは静的データの配布URL
- APIあるいはデータの利用条件（例：利用規約、契約の要否、利用制限、データ形式、データモデル解説）

＜データモデルおよびAPIに関する情報の公開方法＞

APIおよびデータの公開主体は、利用する技術者にわかりやすい場所において、スーパーシティごとにデベロッパーサイト（開発者サイト）を作成し、そこでAPIに関する情報を、技術者にわかりやすい場所と形式で公開しなくてはなりません。

データ連携基盤とオープンAPIの考え方

- ・データ連携基盤の機能である**ブローカーの仲介により**、分散データをAPI (*1) 経由で提供する。
- ・**設計様式:REST、データ形式:JSON**を原則とするが、やむを得ない場合は個別に判断する。
- ・データ連携基盤のAPIは**オープンAPI** (*2) とし、内閣府の整備する**APIカタログ上で公開**する。



(*1) API :Application Programming Interface (*2) 狭義のオープンAPI (*3) データ分散方式を推奨。必要に応じてデータ蓄積も許容。

検討会報告書(令和2年9月)

1. データ連携基盤について

スーパーシティでは、ビルディングブロック方式を用いて構成され、公開されたAPIを通じてデータの集積や配信を行う機能を**データ連携基盤**と呼称します。データ連携基盤は、様々な主体から提供されるデータを集約し、適切な形式に変換し、APIを通じて配信します。

2. データ分散方式について

データの仲介には大きく分類して、データ蓄積方式とデータ分散方式の2つの方式があり、スーパーシティにおいてはリアルタイム性を重視し、かつプライバシーインパクトが懸念されるデータや個人情報等を集積してしまう可能性を加味し、**原則として、データ分散方式を利用します。**

3. APIについて

データ連携基盤で活用するAPIは、そのAPIの接続先によって異なる接続ポリシーを定めることを許容しますが、**可能な限り狭義のオープンAPI(基本的に誰でもアクセス可能なAPI)として設置してください。**

本検討会における検討課題(案)

I. データ分散方式のデータ連携基盤に関する課題

1. 蓄積すべきデータの範囲等

2. ブローカー機能の性能

3. 標準化すべきデータモデルの範囲

4. APIの役割とレギュレーション(ルール・仕様等)、公開方法

II. 先端的サービスの提供に必要な技術

1. 標準的に実装を推奨すべき先進技術(認証・決済等)

本検討会における検討課題（案）

I. データ分散方式のデータ連携基盤に関する課題

1. 蓄積すべきデータの範囲等

データ分散方式のデータ連携基盤を構築する上で、「データ分散方式」を基本原則としつつも例外的にデータ蓄積を必要とするケースが発生すると考えられる。データ蓄積を必要とするケースについて検討し、蓄積を許容すべきか、どのようなかたちで蓄積すべきか等の方針を定める。

2. ブローカー機能の性能

データ連携基盤の中核となるブローカー機能の性能について、ブローカー機能の内容としてどのようなものが求められるか等を踏まえた上で方針を定める。また、各サービス間や将来的な各都市間等の相互運用性の観点を踏まえ検討を行う。

3. 標準化すべきデータモデルの範囲

データモデル標準化を行うにあたり、標準化に取り組むデータの分野・種類などの範囲と、標準化の深さについて方針を定め、スーパーシティ/スマートシティのデータモデル標準化を推進する。

4. APIの役割とレギュレーション（ルール・仕様等）、公開方法

データ分散方式のデータ連携基盤において、APIの役割（データ変換、セキュリティ遵守など）はどのようなものなのか検討を行う。またスーパーシティ/スマートシティのAPIに対するレギュレーション等（共通ルール・仕様等）はどのようなものかについて検討を行う。

II. 先端的サービスの提供に必要な技術

1. 標準的に実装を推奨すべき先進技術（認証・決済等）

スーパーシティ/スマートシティの実現にあたって先端的サービスを提供する上で、標準的に実装すべき「先進技術」（認証、決済等）について検討を行う。